

## 平成 27 年度 内部環境監査の結果について

上越市環境マネジメントシステム(JMS)の取組状況等を確認するため、「環境推進員及び担当者が JMS の目的を理解しているか」、「PDCA サイクルが正しく回っているか」、「一般的な環境関連法令の遵守事項の徹底が図られているか」にポイントを絞り監査を実施した。

内部環境監査は、年 1 回以上実施し、3 年間で全ての実行部門・課等の監査を実施することとしている。今年度実施した 4 部門及び 37 課等・施設の監査結果の概要については以下のとおり。

### 1 実施期間

基本監査 平成 27 年 11 月 2 日 (月) ～11 月 27 日 (金)

確認監査 平成 26 年度分 平成 27 年 11 月 16 日 (月) ～11 月 19 日 (木)

平成 27 年度分 平成 28 年 1 月 26 日 (火) ～2 月 3 日 (水)

### 2 監査結果

評価基準に基づいた課等監査の結果は下記のとおり。

#### ①基本監査

部門長監査 観察 2 部門

課等監査 重大な不適合 5 課、軽微な不適合 12 課等、観察 17 課等、助言 10 課等  
※重大及び軽微な不適合の指摘がある課等は、22 課等中 15 課等

#### ②確認監査

概ね提出された是正処置報告書どおり対応されていたが、改正フロン法に基づく簡易点検等の実施や点検整備記録簿の作成をしていないなど法的要求事項に関する不備のある課等があった。

#### 評価基準

##### ◆重大な不適合

- ・システムが構築・運用できていない（環境推進員への報告及び決裁が行われていない）
- ・前回監査の指摘事項に対し、適切な是正処置が講じられていない。
- ・法的要求事項登録表への登録及び進捗管理が行われていない。

##### ◆軽微な不適合

- ・法的要求事項の登録漏れ（法令を遵守しているが、法的要求事項の未登録）
- ・法的要求事項の手順書の不備
- ・文書管理等の不備（環境推進員の確認（決裁）漏れ、作成文書の不足）
- ・自主基準値の未設定

##### ◆観察

- ・文書管理等の不備（項番ごとに最新の状態がわかるよう綴る方法の徹底不足）
- ・日常研修及び教育訓練の実施時期の検討

##### ◆助言

- ・法的要求事項について 2 つ以上の課等で進捗管理を行う場合の情報の共有化を図っていない。

## 1) 基本監査の結果

### (1) 部門長監査

No.	部門名	全体評価	重大な不適合	軽微な不適合	観察	助言
1	企画政策部	適合	-	-	-	-
2	健康福祉部	適合	-	-	○	-
3	ガス水道局	適合	-	-	○	-

### (2) 課等監査

No.	部門名	課等名	全体評価	重大な不適合	軽微な不適合	観察	助言
1	総務管理部門	秘書課	不適合	○	-	○	○
2	総務管理部門	議会事務局	適合	-	-	-	-
3	総務管理部門	選挙管理委員会事務局	不適合	-	-	-	○
4	企画政策部門	新幹線・交通政策課	不適合	-	○	○	-
5	財務部門	契約検査課	不適合	-	○	○	-
6	財務部門	税務課	不適合	-	○	○	-
7	財務部門	収納課	適合	-	-	○	-
8	防災危機管理部	危機管理課	不適合	-	○	○	○
9	自治・市民環境部門	自治・地域振興課	適合	-	-	○	-
10	自治・市民環境部門	牧区総合事務所	不適合	-	○	-	-
11	自治・市民環境部門	名立区総合事務所	適合	-	-	○	○
12	自治・市民環境部門	文化振興課	適合	-	-	-	-
13	健康福祉部門	福祉課	不適合	-	○	○	○
14	健康福祉部門	保育課	適合	-	-	○	-
15	健康福祉部門	若竹寮	不適合	-	○	○	-
16	都市整備部門	都市整備課	不適合	○	-	○	-
17	都市整備部門	道路課	不適合	○	○	○	○
18	都市整備部門	河川海岸砂防課	不適合	-	○	○	○
19	教育委員会	高田図書館	不適合	-	○	○	○
20	教育委員会	総合博物館	不適合	○	○	○	○
21	ガス水道局	総務課	適合	-	-	-	-
22	ガス水道局	浄水課	不適合	○	○	○	○
合計				5	12	17	10

### (3) 不適合内容

#### ①部門長監査

なし

#### ②課等監査

##### 【重大な不適合 5課等】

- ・システムの構築・運用ができていない 4課等  
秘書課、都市整備課、総合博物館、浄水課  
環境推進員のマネジメントの下、担当者をはじめ課内全員がシステムの意図を理解し、PDCAを実践できる環境が十分に整えられていない。
- ・法的要求事項の登録漏れ 3課等  
道路課、総合博物館、浄水課  
道路課  
消雪用に揚水井戸を使用している場合、上越市生活環境の保全等に関する条例を登録する必要があったが未登録  
総合博物館・浄水課  
業務用空調機器を設置している場合フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を登録する必要があったが未登録

##### 【軽微な不適合 12課等】

- ・法的要求事項の手順書の不備 5課等  
牧区総合事務所、道路課、福祉課、総合博物館、浄水課  
改正フロン法等の手順書の未策定
- ・文書管理等の不備（環境推進員の確認(決裁)漏れ、作成文書の不足） 12課等  
実施計画及び取組内容策定時の環境推進員への未報告  
新幹線・交通政策課、契約検査課、危機管理課、道路課、河川海岸砂防課、福祉課、若竹寮、総合博物館、浄水課  
実施計画及び取組結果の環境推進員への定期的な報告不足  
税務課、高田図書館、総合博物館、浄水課
- ・自主基準値未設定  
福祉課

## 2) 確認監査の結果

【平成 26 年度分】

### (1) 部門長監査

No.	部門名	指摘事項	確認監査結果
1	産業観光部門	・年間計画の進捗状況等について実行部門長へ報告し決裁を受けること。 ・部門長による確認の結果や課等への指示・指導を行い、その結果等をファイルに綴ること。	適正に対応されていると確認した。

(2) 課等監査

No.	部門名	課等名	指摘事項	確認監査結果
1	総務管理部門	総務管理課	年間計画の策定及び進捗状況を環境推進員へ報告し決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
2	総務管理部門	行政改革推進課	取組内容は四半期ごとに環境推進員へ報告し決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
3	企画政策部門	上越妙高駅周辺整備事務所	未登録の法的要求事項があったので登録し、あわせて手順書を作成すること。	適正に対応されていると確認した。
4	財政部門	用地管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画の策定及び進捗状況を環境推進員へ報告し決裁を受けること。</li> <li>法的要求事項に係る手順書を現状に合わせて更新すること。</li> </ul>	適正に対応されていると確認した。
5	自治・市民環境部門	浦川原総合事務所	エネルギー消費量については、四半期ごとにグラフ機能による結果を出力し、環境推進員が確認（決裁）すること。	適正に対応されていると確認した。
6	自治・市民環境部門	共生まちづくり課	取組内容は四半期ごとに環境推進員へ報告し決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
7	健康福祉部門	すこやかな暮らし支援室	日常研修を実施した際は、実施記録を作成すること。	適正に対応されていると確認した。
8	農林水産部門	農村振興課	未登録の法的要求事項があったので登録し、あわせて手順書を作成すること。	適正に対応されていると確認した。
9	教育委員会	教育総務課	法規制遵守のため手順書の手直しすること。	適正に対応されていると確認した。
10	教育委員会	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画の策定について環境推進員へ報告し決裁を受けること。</li> <li>必要な文書が整理され、環境推進員へ報告し決裁を受けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的要求事項及び教育訓練の進捗状況を四半期ごとに行っていないかった。</li> <li>その他は概ね対応されていると確認した。</li> </ul>
11	教育委員会	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画の策定について環境推進員へ報告し決裁を受けること。</li> <li>未登録の法的要求事項があったので登録し、あわせて手順書を作成すること。</li> </ul>	適正に対応されていると確認した。

No.	部門名	課等名	指摘事項	確認監査結果
12	教育委員会	体育課	・法的要求事項に係る手順書を作成すること。 ・エネルギー消費量については、四半期ごとにグラフ機能による結果を出力し、環境推進員が確認（決裁）すること。	適正に対応されていると確認した。
13	教育委員会	直江津学びの交流館	前回監査の指摘事項に対して、是正処置を行うこと。	適正に対応されていると確認した。
14	ガス水道局	施設管理課	登録されている法的要求事項について市と帝石の遵守事項の線引きを明確にするほか、法的要求事項登録表へ登録すること。	適正に対応されていると確認した。
15	ガス水道局	北部営業所	エネルギー消費量については、四半期ごとにグラフ機能による結果を出力し、環境推進員が確認（決裁）すること。	適正に対応されていると確認した。

【平成 27 年度分】

(1) 部門長監査

なし

(2) 課等監査

No.	部門名	課等名	指摘事項	確認監査結果
1	総務管理部門	秘書課	年間計画の策定及び進捗管理について、環境推進員へ報告し決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
2	企画政策部門	新幹線・交通政策課	取組内容を設定する際は、環境推進員へ報告し決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
3	財務部門	契約検査課	取組内容を設定する際は、環境推進員へ報告し、決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
4	財政部門	税務課	年間計画の進捗状況は四半期ごとに環境推進員へ報告し、決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
5	防災危機管理部門	危機管理課	取組内容を設定する際は、環境推進員へ報告し、決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
6	自治・市民環境部門	牧区総合事務所	法的要求事項に係る手順書を作成すること。	適切に対応されていると確認した。

No.	部門名	課等名	指摘事項	確認監査結果
7	健康福祉 部門	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動に関する条例について手順書の策定及び自主基準値を設定すること。</li> <li>・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律について年間計画を策定し、簡易点検等を実施すること。</li> </ul>	改正フロン法で定められている簡易点検等の実施の確認ができなかった。施設等に情報提供を行うだけでなく、進捗についても管理すること。
8	健康福祉 部門	こども課 若竹寮	年間計画の策定及び進捗管理について、環境推進員へ報告し決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
9	都市整備 部門	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画の策定及び進捗管理について、環境推進員へ報告し決裁を受けること。</li> <li>・四半期ごとに進捗状況を報告すること。</li> </ul>	適正に対応されていると確認した。
10	都市整備 部門	道路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未登録の法的要求事項があったので登録し、あわせてと手順書を作成すること。</li> <li>・揚水量について環境保全課環境対策係へ報告すること。</li> </ul>	適正に対応されていると確認した。
11	都市整備 部門	河川海岸砂防 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画の策定及び進捗管理について、環境推進員へ報告し決裁を受けること。</li> <li>・四半期ごとに進捗状況を報告すること。</li> </ul>	適正に対応されていると確認した。
12	教育委員会	社会教育課 高田図書館	エネルギー消費量については、四半期ごとにグラフ機能による結果を出力し、環境推進員へ報告し決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
13	教育委員会	文化行政課 総合博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画の策定及び進捗管理について、環境推進員へ報告し決裁を受けること。</li> <li>・四半期ごとに進捗状況を報告すること。</li> </ul>	適正に対応されていると確認した。

No.	部門名	課等名	指摘事項	確認監査結果
14	ガス水道局	浄水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JMS の対象となる事務事業及び施設について確認し、法的要求事項登録表への登録及び手順書の作成を行うこと。</li> <li>・年間計画の策定及び進捗管理について環境推進員へ報告し決裁を受けること。</li> <li>・四半期ごとに進捗状況を報告すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン法以外の手順書について、ISO以降改正されていないので現状に合わせて見直しを行うこと。</li> <li>・環境改善活動は、PDCA サイクルに基づき、年度内当初に取組内容の決裁を受け進捗管理を行うこと。</li> </ul>

#### 4 事務局総括

- ・今年度の内部環境監査は「環境推進員及び担当者が JMS の目的を理解しているか」、「PDCA サイクルが正しく回っているか」、「一般的な環境関連法令の遵守事項の徹底が図られているか」にポイントをおいて実施した。
- ・平成 26 年度の内部環境監査では、環境推進員が所属する課等の法的要求事項や教育訓練の年間計画及び取組内容を把握していない課等があったため、平成 27 年度は計画策定時に環境推進員が内容を確認したうえで、進捗管理を行っているかを文書等で確認したが、22 課等中 8 課等が環境推進員の決裁を受けていなかった。計画策定は「PDCA」の最初の「P」の部分であるため、今後も周知等の徹底を行っていく。
- ・今年度フロン回収・破壊法が改正され、業務用の冷凍冷蔵空調機器の管理者は 3 か月に 1 回以上の＜簡易点検＞のほか、一定規模以上の業務用機器については専門家による冷媒漏えい検査＜定期点検＞を実施しなければならない。簡易点検が行われていないなどの不備が見受けられるので、法的要求事項の研修等を通して周知を図っていく。